

株式会社システム情報 コーポレートガバナンス・ガイドライン

序文

第1章 総則

第2章 株主の権利・平等性の確保

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

第5章 取締役会等の責務

第6章 株主との会話

序文

株式会社システム情報（以下、「当社」という。）は、1980年の創業以来、情報サービスのプロフェッショナルとして、お客様の情報通信技術を支えるサービスの創造に努めてまいりました。

当社では「Value Engagement Partner ―お客様の価値観を共有するパートナー」との企業理念を掲げ、お客様の立場に立って、「安定したサービス」と「付加価値の高いサービス」の両方を提供できるよう努めております。そのために、組織の技術力の向上のためCMMI®レベル5の取得、個人の技術力向上のためPMP®の取得率の向上に取り組んでまいりました。今後とも、CMMI®とPMP®をベースとした品質管理の強化に取り組むことで、お客様の満足度向上に努めてまいります。

上記企業理念のもと、本コーポレートガバナンス・ガイドラインに則り、ステークホルダーの皆様から信頼される企業となり、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

第1章 総則

（目的）

第1条 本コーポレートガバナンス・ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、当社グループにおける最良のコーポレートガバナンスの実現のために、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組み等を定め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とする。

（改定）

第2条 当社の取締役会は、定期的に本ガイドラインの見直しの検討を行うものとし、必要があると判断した場合には、その決議により本ガイドラインを改定する。

2 本ガイドラインの改定があった場合には、適宜適切にその内容を公表するものとする。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

第3条 当社のコーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する基本的な考え方は、企業価値の持続的な向上、ステークホルダーに対する経営の透明性と健全性の確保及び説明責任の明確化、並びに経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定と事業遂行を実現することに努めることとする。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利・平等性の確保における基本原則)

第4条 当社は、全ての株主に対して、実質的な平等性を確保すべく、金融商品取引法等の関連法令、東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則を遵守し、情報提供に努める。

- 2 法令・規則等による開示事項に該当しないその他の情報についても、株主の権利の確保や適切な権利行使に資すると考えられる場合は、速やかに情報開示を行う。
- 3 少数株主については、当社の株式取扱規程にその権利行使手続きを定め、権利行使の確保に努める。
- 4 外国人株主については、実質的な平等性を確保すべく、英文での開示を実施する。

(株主の権利・平等性の確保)

第5条 当社は、株主の権利の重要性を認識するとともに、株主の権利が平等かつ実質的に確保されるよう、積極的に情報開示を行い、適切な経営体制及び議決権行使が実施できる体制を整備する。

(株主総会における権利行使)

第6条 当社は、株主総会は株主の議決権行使の場であるとともに建設的な対話の場でもあるとの認識のもと、より多くの株主にその場を提供できるよう、適切な開催日及び開催場所の設定に努める。

- 2 株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報は、当社Webサイト及びTDnet等を通じて、迅速かつ適切に情報提供する。
- 3 招集通知については、株主が総会議案を検討する時間を十分に確保できるよう、早期発送に努めるとともに、招集通知の発送日に先立って、当社Webサイト及びTDnetにて開示する。
- 4 全ての株主の議決権行使における利便性確保のため、書面の他、インターネットによる議決権行使を可能とし、招集通知の英文での開示も実施する。なお、外国人株主の構

成比率が拡大した場合には、議決権電子行使プラットフォームの利用を検討する。

(資本政策の基本的な方針)

第7条 当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけており、人材投資を中心とした積極投資並びに、将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保とのバランスを確保しつつ、配当性向35%を目安に株主への安定的かつ継続的な配当を実施していくことを配当政策の基本方針とする。

(政策保有株式)

第8条 当社は、事業上の関係の維持、強化につながると判断した場合にのみ、政策保有株式を保有することを基本方針とする。

- 2 個別銘柄の保有の合理性及び妥当性については、客観的な指標や当社経営戦略等を基準に、半年に1回、取締役会において評価・審議し、保有が妥当でないと判断した場合は、売却することを検討する。
- 3 政策保有株式の議決権行使については、当該企業の企業価値向上と当社の中長期的な企業価値向上の観点を含め総合的に勘案しながら、適切に行行使する。
- 4 政策保有株主から当社株式の売却等の意向を受けた場合、売却等を妨げず、政策保有株主の意向を尊重する。
- 5 政策保有株主との取引は、一般の取引先と同様、品質・納期・価格・取引条件等の妥当性を議論し、当社にとって最適と判断した場合に取引を行うものとする。

(いわゆる買収防衛策)

第9条 当社は、当社に対する買収等の提案がなされた場合、その内容が企業価値・株主価値を高める内容である場合は、取締役自らの保身を図ることなく、その導入の必要性・合理性を検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行う。

- 2 自社の株式が公開買付けに付された場合、取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示するとともに、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じる権利を妨げない。

(株主の利益を害する可能性のある資本政策)

第10条 当社は、株主の利益に大きな影響を及ぼす資本政策を行う場合は、独立社外役員の見解を含め取締役会で必要性・合理性について十分に検討するとともに、株主にとって必要な情報を適切に開示し又は説明する。

(関連当事者間の取引)

第11条 当社は、取締役が関連当事者との間で取引を行う場合、当該取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、そ

の都度、取締役会の承認を得るものとする。

- 2 当社は、関連当事者間取引の有無及び当該取引がある場合はその状況について、期末時に当社の全取締役に対して確認し、関連当事者間の取引について監視する。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(株主以外のステークホルダーとの適切な協働における基本原則)

第12条 当社は、「DX（デジタルトランスフォーメーション）とESG経営による新たな「社会的価値」「経済的価値」の創出に取り組み、持続可能な社会の実現に寄与する」とのビジョンのもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、顧客、協力会社、従業員、地域社会等をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努める。

(会社の行動準則の策定・実践)

第13条 当社の取締役会は、社会から信頼される企業となることを目的として、全ての取締役及び従業員が、業務を遂行するにあたり遵守すべき基本的な事項を「企業行動規範」に定める。

- 2 入社時研修において「企業行動規範」についての説明を行うとともに、常時確認できるよう社内イントラネット等に掲載し、社内への浸透を図る。
- 3 当社は、年1回、全従業員に「企業行動規範」の再周知を行い、理解度の評価を行う。結果は取締役会に報告するものとし、取締役会は必要があると判断した場合は「企業行動規範」の見直しを行う。

(社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題)

第14条 当社の取締役会は、サステナビリティを巡る課題に対して積極的・能動的な取り組みを通じて、中長期的な企業価値の向上を目指し、2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」を企業が取り組むべき重要な課題であると捉え、当社が解決に寄与・貢献すべき項目を選定のうえ、実現に取り組む。

- 2 気候変動などの地球環境問題への配慮として、「ソフトウェア開発を中心とした事業活動を通じて、省エネルギー化に努め、汚染の予防、環境の保護および環境負荷の低減に貢献していく」との環境基本方針を宣言する。
- 3 ISO14001の認証を取得し、環境マネジメントシステムの構築・運用・継続的な改善を図ることで、環境に配慮した開発プロセスによる開発業務を実施するとともに、環境パフォーマンスの向上に努め、自社だけでなく顧客のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することで、省エネ化にさらに貢献できるよう努める
- 4 自然災害等への危機管理（BCP）対策の一環として、在宅勤務制度を導入・推進・継続していくことにより、従業員の健康・労働環境に配慮する。

(女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保)

第15条 当社は、社内の人材の多様性確保を組織力強化の要点と位置づけ、年齢や性別、新卒・中途採用の区分を問わずに優秀な人材の確保・育成に努めるとともに、事業環境の変化に適応可能な付加価値の高い人材の創出を図る。

- 2 働き方改革の実現のため、子育てと仕事の両立支援に関し、性別に関係なく、育児休業制度や短時間勤務に加え、年次有給休暇とは別に子の看護休暇の取得を認める制度を設ける。

(内部通報)

第16条 当社は、コンプライアンス経営の実践に資することを目的として、内部通報制度規程を定め、法令違反行為に関する早期発見及び是正を図るべく、適正な対応の仕組みを構築する。

- 2 当社は、内部通報の社内窓口として、対象事案に応じ総務主管窓口、ハラスメント相談窓口、監査等委員会窓口を設置するとともに、当社組織から独立した外部の法律事務所の弁護士を内部通報の社外窓口とすることにより、法令違反行為及びハラスメント行為の早期発見、是正及び通報者の不利益取扱防止を図る。
- 3 当社の取締役会は、内部通報の適切な体制整備を図るとともに、その運用状況を監視し、必要がある場合は改善のための措置を講じるものとする。

第4章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(適切な情報開示と透明性の確保における基本原則)

第17条 当社は、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識し、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報については、非財務情報も含めて速やかな情報開示を行う。

- 2 情報の開示にあたっては、正確で分かりやすく具体的な記述で行い、利用者にとって有用性の高い内容になるように努める。

(情報開示の充実)

第18条 当社の取締役会は、情報開示に当たり、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるように努める。

(外部会計監査人)

第19条 当社は、外部会計監査人監査に対応するための組織体制等の環境整備を図る。

- 2 当社の監査等委員会は、外部会計監査人と定期的な会合を開催して説明を求め、監査

計画、監査結果等についての情報交換を行い、適正な監査の確保に努める。また、外部会計監査人の独立性、専門性、品質管理体制等に関する評価基準を定め、外部会計監査人の選任・再任・不再任の判断及び外部会計監査人監査の相当性判断を行う。なお、外部会計監査人から重要な指摘等がある場合は、必要に応じて取締役会に報告する。

- 3 当社の取締役並びに監査等委員及び内部監査部門は、外部会計監査人との間で、テーマに応じて定期的な会合を開催し、意見交換を行う。また、外部会計監査人より指摘等があった場合、取締役及び監査等委員に報告がなされ、必要に応じて取締役会に報告する。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会等の責務における基本原則)

第20条 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、監査等委員会設置会社の特質を活かし、以下の事項をはじめとする役割・責務を適切に果たす。

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示す
- (2) 業務執行取締役等による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う
- (3) 社外取締役等による独立した客観的な立場から、業務執行取締役等に対する実効性の高い監督を行う

(取締役会の役割・責務(1))

第21条 当社の取締役会は、中期経営計画及び年度事業計画を決定し、経営の基本方針及び経営戦略を示すとともに、事業の方向性に関わる重要な業務執行の決定を行う。取締役会に付議すべき事項は取締役会規程に定める。

- 2 当社の取締役会は、会社の業務執行に関する各職位の責任と権限を職務分掌規程及び職務権限規程に定め、金額や重要性等に応じた委任範囲を明確にしたうえで、業務執行取締役及び執行役員に権限を委譲し、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- 3 当社の取締役会は、中期経営計画の進捗状況を監視し、四半期毎に検証を行い、外部環境の大きな変化や進捗遅延などがある場合は、実行計画の修正などの対応方針を決定する。業務執行取締役及び執行役員は、取締役会の方針に基づき、計画実現に向けた改善策の実施を主導する。
- 4 当社の取締役会は、代表取締役の後継者計画について、重要課題として認識するとともに、代表取締役としてふさわしい必要な能力や経験等をもつ候補者の選出、育成について、必要に応じて指名報酬委員会の意見を求め、そのあり方の定義と計画策定に取り組む。

(取締役会の役割・責務 (2))

第22条 当社の取締役会は、その下に業務執行取締役及び各部門の責任者を構成員とする経営会議を設置し、取締役会の決定した方針に基づき、業務執行に関わる意志決定を迅速に行い、業務執行状況を適切に監視する。また、経営会議の構成員の中から業務執行責任者として執行役員を選定し、権限委譲により効率的な業務執行を図る。

- 2 当社は、取締役会の意思決定の過程において、適切な意見・助言を得るために、高い専門知識と豊富な経験を有する独立社外取締役を選任する。
- 3 当社は、任意の諮問委員会として、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬委員会を設置し、更なるガバナンスの強化、充実を図る。
- 4 取締役の報酬は、固定報酬のみとし、業績連動報酬、株式報酬等のインセンティブ付けされた報酬体系については、今後必要に応じて検討する。
- 5 当社の取締役会は、人的資本等の無形資産に対する経営資源の配分や事業戦略を定め、その実行が企業の持続的な成長に資するよう、実効的な監督を行う。

(取締役会の役割・責務 (3))

第23条 当社の取締役会は、事業年度ごとに中期経営計画、年度計画に照らした業績評価を行い、その評価結果を業務執行取締役及び執行役員の人事に反映する。

- 2 前項において、執行役員の選任及び解任は、業績等の評価や経営環境の変化等を踏まえ協議し、適切に決定する。
- 3 第1項において、代表取締役も含めた取締役候補者を決定する際は、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理に適した人材等、知見に優れた候補者を選定し、指名報酬委員会の関与・助言を得た上で決定する。
- 4 第1項において、代表取締役を解任する際は、法令及び定款の違反、企業価値の著しい毀損及び経営能力の不足など、客観的に代表取締役の解任が相当であるかを判断し、指名報酬委員会の関与・助言を得た上で決定する。
- 5 適切な開示を行う体制については、ディスクロージャーポリシー及び社内規程に基づき、全てのステークホルダーに対し、正しい理解と信頼を得るために有用と判断した情報を公平、適時、適切に開示するよう努める。
- 6 当社の取締役会は、内部統制や先を見越した全社的なリスク管理体制を構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督する。なお、内部統制やリスク管理体制構築の方針は「内部統制システムの構築の基本方針」に定める。
- 7 第6項における、全社的なリスク管理については、リスク管理委員会を設置し、事業上のリスクを定期的に評価し、四半期毎に報告する。
- 8 当社取締役が利益相反取引及び競業取引を行う場合には、取締役会の承認を得るものとし、手続は取締役会規程に定める。

(監査役・監査役会の役割・責務)

第24条 監査等委員会は、「監査等委員会規程」「監査等委員会監査規程」等を定め、独立性を確保し、適切に調査権限を行使することにより監査等委員会監査の実効性を高め、各監査等委員は監査等委員会の構成員としてその責務を果たす。

- 2 各監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるとともに、提言・助言を行うことで、能動的・積極的に権限を行使する。
- 3 監査等委員会は常勤の監査等委員を置き、他の監査等委員と密に連絡を取ることで、監査等委員会の監査及び運営に関する情報の共有を図る。

(取締役・監査役等の受託者責任)

第25条 当社の取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、会社や株主共同の利益のために適切に行動する。

(独立社外取締役の有効な活用)

第26条 独立社外取締役は、それぞれが高い専門知識と豊富な経験を活かすとともに、客観的、中立的な立場から各取締役及び監査等委員との積極的な意見交換のうえで取締役会への意見具申や提案を行う。

- 2 必要に応じて独立社外取締役間で適宜連絡を取り合い、取締役会において多様な視点での議論を図るための情報交換、認識共有を図る。

(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

第27条 当社の取締役会は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に則り、各々の専門領域における豊富な経験と高い見識により、当社の経営課題について積極的に提言、提案及び意見を表明することができる人物を候補者に選定し、指名報酬委員会の審議を経て、候補者を決定する。

(任意の仕組みの活用)

第28条 当社は、法定の機関以外に、執行役員制度を備えるとともに、リスク管理委員会、経営会議等の任意の機関を設置し、ガバナンス機能を強化する。

- 2 取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名報酬委員会を設置し、更なるガバナンスの強化、充実を図る。

(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

第29条 当社の取締役会は、取締役候補者を決定する際、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理に適した人材等、知見に優れた候補者を選定し、取締役会全体と

してのバランス、多様性に配慮した体制を構築する。

- 2 取締役の他社での兼任状況は、事業報告及び有価証券報告書において、毎年開示を行う。
- 3 取締役会全体の実効性についての分析・評価及び結果の開示の実施は、必要に応じて検討する。

(取締役会における審議の活性化)

第30条 当社の取締役会は、年間の開催日程を作成し、また、資料の事前配布や議案の事前説明等を実施することにより、自由闊達で建設的な議論・意見交換の場となるよう配慮し、審議の活性化を図る。

(情報入手と支援体制)

第31条 取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定を行うため、取締役会事務局や関連部門、外部専門家から能動的に情報及び資料を入手する。

- 2 監査等委員会は、適切な監査を行うため、取締役会事務局や関連部門から能動的に情報及び資料を入手する。
- 3 内部監査部門は、取締役及び監査等委員と適宜情報交換を行う等の連携を図り、内部監査部門が行った監査内容は、適宜、取締役や監査等委員に報告を行う。

(取締役・監査役のトレーニング)

第32条 当社は、取締役就任時に、役員として遵守すべき法的な義務、責任等について説明を行い、併せて新任の社外取締役には、経営方針、経営戦略、資本政策、財務内容等についても説明を行う。

- 2 取締役就任後も、日常より能力向上、研鑽等に努め、必要に応じて外部機関も活用するとともに、意見交換を行うことで当社の理解を深める機会を設ける。

第6章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(株主との対話)

第33条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために株主、投資家との建設的な対話は重要であるとの認識のもと、代表取締役社長をはじめとする取締役による対話等を推進するとともに、関連部門は取締役と日常的に連携し、建設的な対話の促進に努める。

(株主との建設的な対話に関する方針)

第34条 当社は、株主や投資家からの対話（面談）の申込に対して、窓口となるIR担当部

署を設置し、適切な対応が取れるよう組織体制を整備する。

- 2 株主や投資家からの対話（面談）の主な関心事項を踏まえた上で、合理的な範囲で、役割やスキルに応じ、独立社外取締役も含めた取締役の中から適任者が面談に臨むことを基本とする。
- 3 株主や投資家との対話（面談）にあたっては、「インサイダー取引防止規程」を遵守し、インサイダー情報の漏洩を防止するとともに、フェア・ディスクロージャー・ルールに則り、投資者に対する公平な情報開示を確保する。
- 4 対話（面談）等で把握された株主や投資家からの質問・意見はIR担当部署にて取り纏められ、取締役に対する報告がなされるとともに、少なくとも年1回は取締役会にフィードバックを行う。

附 則

- 1 この規則は、2022年12月22日より実施する。